

諮詢書

佐市市生第536号
平成27年6月22日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第1項第2号の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の開始及び電子計算機の結合の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問内容

- ・佐賀市証明書コンビニ交付サービス業務に伴う電子計算機処理の開始について
- ・佐賀市証明書コンビニ交付サービス業務に伴う通信回線による電子計算機の結合について

2. 電子計算機処理の導入目的

別紙1のとおり

3. 電子計算機処理を行う個人情報の内容

別紙2のとおり

4. 電子計算機処理を行う時期

平成28年1月から

5. 個人情報の適切な取り扱いについての措置

別紙3のとおり

6. 所管課

市民生活部 市民生活課

電子計算処理の導入目的

1 証明書コンビニ交付サービスとは

証明書コンビニ交付サービスとは、コンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機（キオスク端末）を利用し、住民票や印鑑証明などの各種証明書を発行するサービスで、平成22年2月に、千葉県市川市、東京都三鷹市及び渋谷区の3自治体で開始された。

平成27年4月時点では全国100自治体がコンビニ交付サービスを実施しており、今後、個人番号制度に伴う個人番号カードの配布により、平成28年度には約300団体に拡大することが見込まれている。

証明書コンビニ交付サービスの取り扱いを行っているコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスなど全国約45,000店舗で、午前6時30分から午後11時まで（年末年始を除く）サービスの利用が可能であり、市役所の開庁日・開庁時間にとらわれず、「いつでも・どこでも」証明書が取得できる市民にとって利便性の高いサービスとなっている。

2 佐賀市の状況

佐賀市では、住民票等の証明書の交付事務を本庁、7支所、市民サービスセンターの窓口で実施し、さらに専用FAX回線を利用し、市内5郵便局での交付を実施している。また、窓口の混雑緩和及び開庁時間外の証明発行のために自動交付機を5台設置し住民サービスの向上を図っている。

平成28年1月から個人番号カードが交付される予定となっており、個人番号カードの有効な活用が課題となっている。

3 導入の目的

個人番号カードと、同カードに搭載予定の利用者証明用電子証明書を用いて、市民生活課の窓口で発行している証明書をコンビニエンスストア設置のキオスク端末で交付することにより、市民サービスのさらなる向上を図ることを目的とする。

4 対象となる証明書

- ・住民票（謄本・抄本）
- ・印鑑登録証明書
- ・所得課税証明書
- ・納税証明書

電子計算機処理を行う個人情報の内容

1 住民票

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所
- ⑤個人番号（マイナンバー）
- ⑥世帯主
- ⑦続柄
- ⑧前住所
- ⑨本籍地
- ⑩筆頭者

2 印鑑登録証明書

- ①氏名
- ②生年月日
- ③住所
- ④印影

3 所得課税証明書

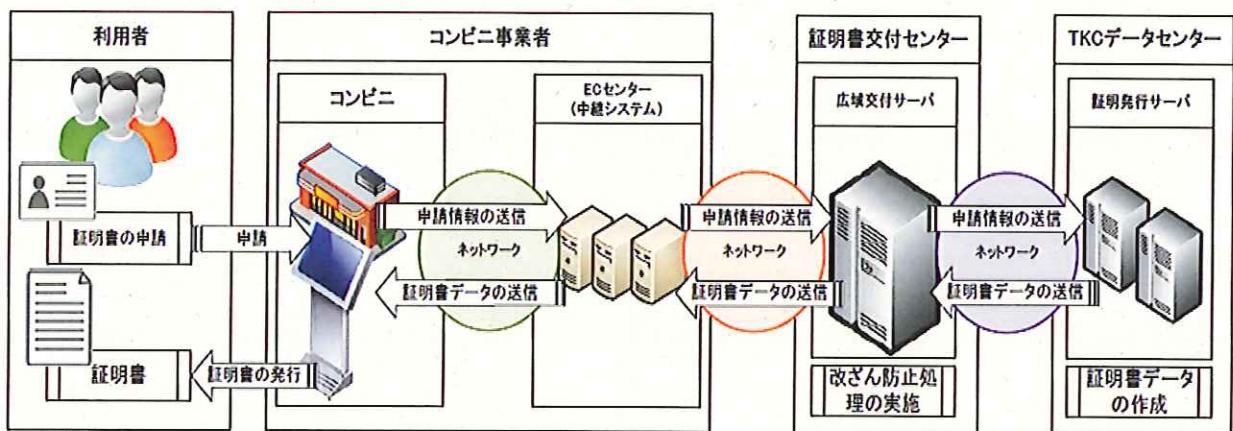
- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所
- ⑤所得情報
- ⑥控除情報
- ⑦課税情報

4 納税証明書

- ①氏名
- ②住所
- ③課税額
- ④納付額

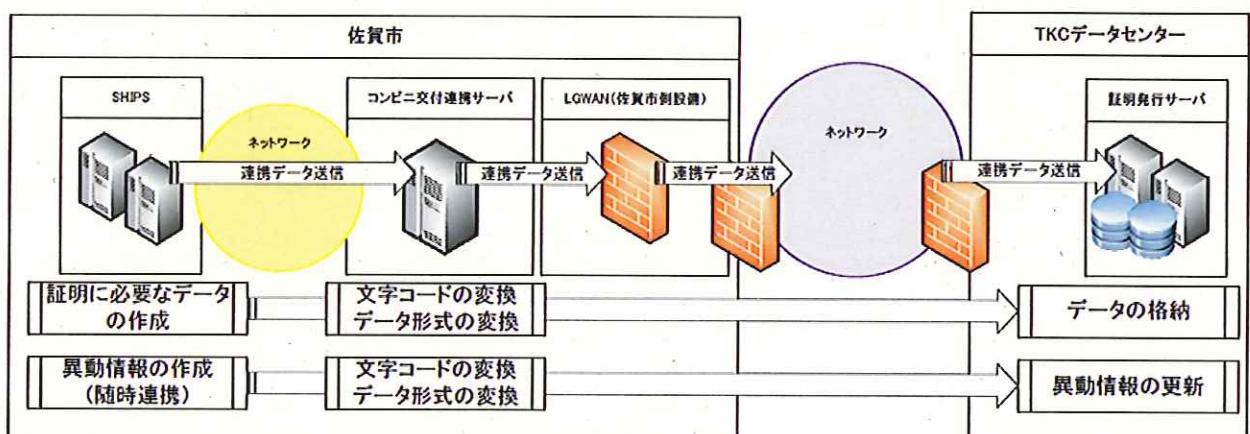
佐賀市証明書コンビニ交付サービス 概要図

○証明書発行



※証明書発行は、証明書発行サーバまで行うため、佐賀市のシステムが動いていない時間でも証明書の発行が可能である。

○データ連携



※初期セットアップで、全データを証明発行サーバに保存する。

※異動情報については、一定時間ごとに随時連携を行い、証明発行サーバのデータを更新する。

佐賀市証明書コンビニ交付サービス システム構成概要図

